

卸売市場法改正に伴う市条例の改正について【概要】

項目	概要	
責務	市場が市民に対する生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、引き続き、卸売市場としての高い公共性を發揮するために責務を課す	
	市長 【新設】	・公平、公正な取引の場の確保のため取引参加者への指導監督等を適切に行う
	卸売業者 【新設】	・市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営しなければならない
	仲卸業者 【新設】	・市場における仲卸業務を適正かつ健全に運営しなければならない
市場関係事業者の許可・承認	公正な取引環境を確保するための指導・監督等を行うために、市場関係者の業の許可・承認及び取引参加の承認を行う	
	卸売業者 【新設】	・卸売業務の許可
	仲卸業者	・仲卸業務の許可
	売買参加者	・卸売業者から卸売を受けようとする者の承認
	関連事業者	・営業の許可
法に義務付けされた共通ルール	卸売市場を生鮮食料品等の公正な取引の場とするために、法に規定する事項を規定する	
	売買取引の原則	・市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない
	売買取引の方法	・市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない
	売買取引条件の公表【新設】	・卸売業者は、売買取引条件を公表しなければならない
	差別的取扱いの禁止	・卸売業者は、卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない
	受託拒否の禁止	・卸売業者は、正当な理由がなければ、販売の委託の引受けを拒んではならない
	決裁の確保	・卸売業者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない ・卸売業者は、卸売のための販売又は販売を委託した者から、事業報告書の閲覧をしたい旨の申出があったときは、これを拒んではならない ・取引参加者は、翌日（特約の期日）までに代金を支払わなければならない
	売買取引の結果等の公表	・卸売業者は、売買取引の予定数量・結果を公表しなければならない

任意の取引ルール	円滑な取引を確保するために任意の取引ルールを規定する。	
	卸売業者の第三者販売行為	<ul style="list-style-type: none"> 市長への例外取引の事前承認から報告へ変更 市長から取引委員会へ報告
	仲卸業者の直荷引き行為	<ul style="list-style-type: none"> 市長への例外取引の事前承認から報告へ変更 市長から取引委員会へ報告 直荷引きが可能な条件は規則等で規定(従来通り)
	商物一致(商物分離取引)	<ul style="list-style-type: none"> 市長への例外取引の事前承認から規制なしへ変更
	卸売業者の自社買受け行為	<ul style="list-style-type: none"> 禁止から市長への報告へ変更 市長から取引委員会へ報告
	卸売業者の仲卸業者、売買参加者からの買受け行為	<ul style="list-style-type: none"> 禁止から市長への報告へ変更
	卸売業者、仲卸業者の小売行為	<ul style="list-style-type: none"> 市長へ届出を提出し、取引委員会の承認から市長への届出のみへ変更
取引委員会	<p>取引委員会を設置</p> <p>【所掌事務】市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事項について、調査審議し市長に意見を述べる</p>	
指導監督	法令遵守、市場の秩序保持等、市場の適正な運営を確保するために必要な指導監督、立入検査、改善命令、監督処分等を行う	
事務手続きの簡略化	市場関係者が行う事務手続きの簡略化を図り、事務の軽減を図る。	
	せり人の登録	<ul style="list-style-type: none"> 試験を実施し登録から、届出に変更
	受託契約約款	<ul style="list-style-type: none"> 市長の承認から、届出へ変更
	委託手数料率の変更	<ul style="list-style-type: none"> 市長の承認から、届出へ変更
	奨励金の交付	<ul style="list-style-type: none"> 市長の承認から、規制なしへ変更
	受託物品の異常	<ul style="list-style-type: none"> 検査員による異常の確認から、受託者への確認のみに変更
	卸売代金の変更(誤記の訂正)	<ul style="list-style-type: none"> 検査員による理由の確認(誤記の確認)を廃止

条例等の施行日

令和2年6月21日